

駐車監視員活動ガイドライン

【田園調布 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備考
1	主要地方道318号	環状七号線	北千束1-11先	上池台4-2先夫婦坂交差点	7-22	
2	主要地方道311号	環状八号線	田園調布2-61先	鶉の木1-26先	7-22	
3	主要地方道2号	中原街道	南千束1-1先	田園調布本町32番先丸子橋	7-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	荏原病院通り	東雪谷1-8先中原街道～東雪谷5-9先東雪谷五丁目交差点～仲池上1-24先道々橋交番前交差点～仲池上1-29道々橋～久が原1-6先の間		7-22	
2	区道	青年館通り	南雪谷1-4先中原街道	久が原1-6先	7-22	
3	区道	学研通り	上池台4-21先	東雪谷5-9先東雪谷五丁目交差点	7-22	
4	区道	十中通り	仲池上1-24先道々橋交番前交差点	仲池上2-16先仲池上二丁目交差点	7-22	
5	都道426号	自由通り	雪谷大塚町9番先中原街道	雪谷大塚町20番先東玉川二丁目交差点	7-22	
6	区道	六間通り	田園調布2-52先東急東横線田園調布駅東側	田園調布1-5先中原街道の間	7-22	
7	主要地方道11号	多摩堤通り	田園調布5-56先	鶉の木2-8先	7-22	

重点地域

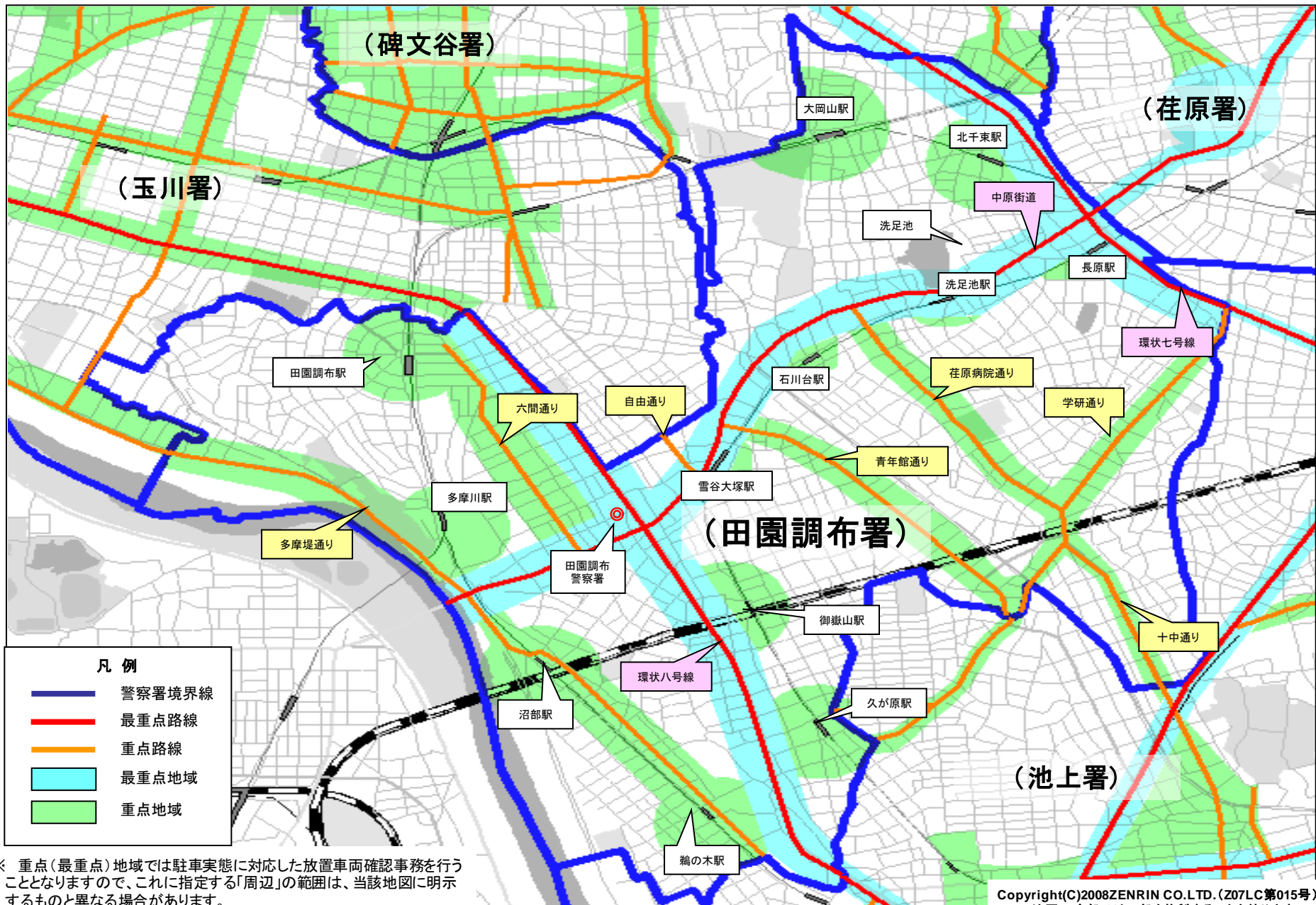
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(環状七号線、環状八号線、中原街道)周辺	7-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	東急線大岡山駅、田園調布駅、鶉の木駅周辺	7-22	
2	東急線御嶽山駅、沼部駅、多摩川駅、久が原駅、北千束駅、雪が谷大塚駅、石川台駅、洗足池駅、長原駅周辺	7-22	
3	重点路線周辺	7-22	

田園調布警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。